

会 員 各 位

(公社)大分県トラック協会
会 長 仲 浩

改正物流法に関する説明会の開催について

平素から、協会運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、実運送体制管理簿等のガイドラインや物流効率化のため荷主・物流事業者に対する規制的措置の理解を深めることを目的として、標記説明会を下記の通り開催いたします。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、別添の「参加申込書」に記入の上、協会事務局宛 (FAX 097-552-1591 担当:佐藤、小高) に返信いただきますよう、お願い申し上げます。

※本説明会は、(公社)福岡県トラック協会と大分県トラック会館をWEBで中継し開催します。

記

1. 日 時 令和7年3月7日(金) 14:30~16:30
2. 場 所 大分市「大分県トラック会館」5階大会議室
3. 説 明 者 国土交通省本省担当者
4. 内 容 改正物流効率化法の施行について
改正貨物自動車運送事業法の施行について
改正貨物自動車運送事業法の解説
質疑応答 (Webにて福岡県トラック協会と中継を行います。)
5. 申込期限 2/28(金)
6. 定 員 100名
7. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込みください。

記

令和7年4月1日から、以下のものが貨物自動車運送事業法4条において義務化されます。

- ①運送契約締結時等の書面交付義務
- ②下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組(健全化措置)を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規定の作成・運送利用管理者の選任義務
※前年度に行った貨物取扱量の合計量が100トン以上の一般貨物及び特定事業者
- ③実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務
※真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送について、利用運送を使用した際はその都度作成 保存期間1年

大分県トラック協会 業務課 行（担当：佐藤、小高）

FAX 097-552-1591

令和 年 月 日

改正物流法に関する説明会
参加申込書

事業所 支店・営業所名		
所在地		
受講者	所属・役職	
	氏名	

〈締切日〉 令和7年2月28日（金曜日）